様式第七号（第十条の二関係）

許可番号　０４１０１００９７７０

# 産業廃棄物収集運搬業許可証

住　　所　福岡県北九州市若松区南二島四丁目５番７号

氏　　名　久屋産業株式会社
代表取締役　久保山　功二

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１４条第１項の許可を受けた者であることを証する。

佐賀県知事　山口　祥義

佐賀県知事印

許可の年月日　令和　７年（２０２５年）１月９日
許可の有効年月日　令和１２年（２０３０年）１月８日

１．事業の範囲
収集運搬業（積替え・保管行為を含まない）
産業廃棄物の種類
汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、がれき類、廃プラスチック類、金属くず及びガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（自動車等破砕物を含む。）
以上１２種類（石綿含有産業廃棄物を含み（汚泥を除く。）、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。）

２．積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
なし

３．許可の条件
なし

４．許可の更新又は変更の状況
令和７年１月９日　更新許可　以下余白

５．積替えの許可の有無
無

６．規則第９条の２第８項の規定による許可証の提出の有無
有

この許可に不服があるときは、この許可証を受け取った日の翌日から起算して３か月以内に、環境大臣に審査請求をすることができます。また、この許可を受け取った日の翌日から起算して６か月以内に、佐賀県を被告（被告の代表者は、佐賀県知事です。）として訴訟を提起することができます。